

見積参加希望者 各位
(盛岡市内に本社を有する「文具・事務機器類-OA機器」の有資格者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 プロジェクターの購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市役所都南分庁舎2階 建築指導課
- (4) 納入期間 契約締結日の翌日 から 令和8年8月7日（金）まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市都市整備部建築指導課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和8年7月23日（木） 10時00分から15時00分まで
- (2) 盛岡市役所都南分庁舎2階 建築指導課 執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 物品購入契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和8年7月17日（金）16時までに建築指導課まで申請すること。審査で合格しない製品での

見積は無効とする。

(5) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者については、契約の相手方としない。

(6) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年7月17日(金) 16時までに電子メール又は文書（ファックス可）により建築指導課あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和8年7月22日（水）までに回答する。

電子メールアドレス kentikusido@city.morioka.iwate.jp

盛岡市都市整備部建築指導課 Tel 019-639-9054、Fax 019-637-1919(代表)